

令和2年6月12日

教 育 部

学校施設使用の段階的な再開について（報告）

令和2年5月26日付西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部決定「緊急事態宣言後の西東京市公共施設再開の流れ」に基づき、一部の学校を除き、学校施設使用を段階的に再開する。

1 市民（登録団体）向けの使用

市に登録した団体は、社会教育その他公共のために市立小・中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で使用できる。

学校施設の使用再開にあたり、申請手続等は別途周知している。

(1) 校庭の使用

6月13日（土）から土日のみ再開する。

7月1日（水）以降は、平日を含め使用を再開する。

(2) 体育館、教室等の使用

7月1日（水）から使用を再開する。

2 放課後子供教室

子どもの居場所の一環として市内全小学校で実施している本事業は、地域住民で構成する学校施設開放運営協議会（運協）に運営を委託している。

主な取組として、校庭開放や体育館、教室を利用した学習活動の機会提供（バドミントン、バスケットボール、英語教室、折り紙教室等）を実施している。

本事業の再開にあたり、運協が各学校を通じて周知する。

(1) 校庭の使用

6月15日（月）から順次再開する。

(2) 体育館、教室等を利用した学習活動

7月1日（水）以降、段階的に再開する。

なお、各学校の再開に合わせ、教育活動に支障のない範囲で実施するため、各学校における実際の施設使用可能日や放課後子供教室の再開状況は異なる。